【参考資料】産地の考え方について

　産地生産基盤パワーアップ事業は「産地」としての収益力強化に向けた取組みを総合的に支援するものです。そのことから産地パワーアップ計画で産地範囲を決め、その産地で目標を設定し、達成状況もその産地で行います。産地の設定については、以下の場合に当てはまる場合を産地の範囲として設定することができます（対外的に説明できることが必要です）。

ただし産地パワーアップ計画の産地に該当する農業者全員で産地パワーアップ計画の目標を達成する必要があります。（産地の範囲に入っている補助事業を受けない農業者も含めたところで産地パワーアップ計画の目標を達成する必要があります。）

　１．再生協の管内において、取組作物の栽培地が限定的であり、「産地」として画定できる場合（ア）。又は市町村の全域で栽培されている場合（イ）。

（ア）栽培地が限定的な場合　　　　　　　　　（イ）市町村の全域で栽培されている場合

〇〇市

〇〇市全域＝「産地」

〇〇市

△△地区＝「産地」

２．各再生協の管内において、取組作物の栽培地は広範囲に広がっているが、出荷体制、生産体制、栽培方法などで１つの「産地」として他の栽培地と明確に区別できる場合（ウ）。

　（他の栽培地との区別を対外的に説明できる場合のみ）

他の取組作物の栽培地と区別できる場合＝「産地」

（栽培方法や出荷体制など他の栽培地を対外的に説明できる場合）

※同じ栽培方法や同じ出荷体制など区別できない場合は産地として該当できません。（トマトにおける低コスト対候性ハウスの導入など）

〇〇市

取組作物の栽培地

（例）・出荷体制による区別・・・出荷組合を組織して契約取引により一括してキャベツを出荷している〇〇地区

・栽培方法による区別・・・〇〇地区で養液栽培を行っているトマトの栽培地

　　 ・生産体制による区別・・・〇〇地区でエコファーマーの取組みを行うきゅうりの栽培地

＜参考資料＞産地の範囲（事前打ち合わせ用）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組作物 |  | 受益面積 |  | 受益農家数 |  |
| 取組地区 |  | 取組者名 |  | 面積要件 |  |
| 項目 | 他の取組作物との違い | 備考 |
| 出荷体制 |  |  |
| 栽培方法 |  |  |
| 生産体制 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　※他に違いがある場合は項目を追加し、違いの説明を記入してください。